

## ((様式5))

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	7-3	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	17-1	許認可等の内容	療養費の支給
1 法令の定め(許認可等要件)					
○戦傷病者特別援護法第17条第1項					
知事は、法第10条の規定により療養の給付を受けることができる者が次に該当する場合、その者の請求により、療養の給付に代えて、療養費を支給する。					
緊急、その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた場合					
2 その他					
療養費の支給にあたっては、次の事項に留意して行う。					
○戦傷病者特別援護法実行事務取扱要領について					
(昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知)					
法第17条第1項にある、緊急その他やむを得ない事由のため、指定医療機関以外の医療機関から療養を受けた者で、療養費の支給を受けようとするものは、療養を受けた日以後、すみやかに知事に請求を行うこと。					
療養の給付にあたっては、次の事項に留意して行う。					
(昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知)					
(1) 療養の給付を必要とする期間について					
① 認定期間は原則として1年を限度とすること。					
② 入院中の患者で長期間の療養の必要が認められるものは、5年を限度とすること。					
③ 認定は暦月単位として行うこと。(ただし入院は除く。)					
(2) 療養の給付について認定を受けた者が、当該認定傷病と因果関係のある併発症、転症について療養を必要とする場合は、同じく請求手続きを行うこと。					
(3) 認定外併発症に対する療養の給付は、初度認定症又は認定併発症について入院中であり、医師が次のいずれかに該当すると認めた場合に限られること。					
① 認定外併発症の治療が患者に緊急に必要なとき。					
② 認定外併発症の治療を行わなければ、初度認定症又は認定併発症の回復に悪影響があるとき。					
ただし、現に入院療養中である医療機関において、当該認定外併発症の療養を受ける場合に限ること。					

(変更)

## ((様式5))

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

## 審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	7-3	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	17-1	許認可等の内容	療養費の支給

添付書類

- 戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について  
(昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知)
  - (1) 療養の給付の請求
    - (ア) 療養給付請求書(様式第2号)
    - (イ) 負傷時、疾病にかかったときから請求時までの間の症状、療養の状況を記載した書類
    - (ウ) 医師の現症証明書(様式第3号)
    - (エ) 戦傷病者手帳所持者は当該手帳の写し
  - (2) 療養費の支給の請求
    - ① 緊急を要したため一般医療機関から療養を受けた場合
      - (ア) 上記①～④
      - (イ) 療養費支給請求書(省令様式第10号)
      - (ウ) 緊急を要したため一般医療機関から療養を受けた事情を明らかにした申立書
    - ② やむを得ない事由により一般医療機関から療養を受ける場合
      - 上記①～④